



あなたの職場は大丈夫!?

いつもの作業の「化学製品」 適切に管理していますか？



労働災害防止のため新たな化学物質管理規制が始まっています！



労働安全衛生関係法令の改正により令和6年度から業種・事業規模を問わず、化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理等が義務付けられました。



まずはホームページで必要な対応をチェック！

ケミガイド 検索

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

※記載の製品において、規制対象となるのはリスクアセスメント対象物の場合です。

こんな災害がおこっています

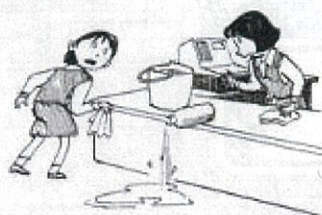


職場で使っている商品や製品に含まれる化学物質によって
さまざまな労働災害が報告されています



厨房の清掃作業中、漂白剤と洗剤を混合して塩素ガス中毒

厨房床面を洗浄するため、漂白剤と水酸化ナトリウムを主成分とする厨房機器・設備用洗剤を混合させ、厨房にまき洗浄したところ、ふらつきがひどくなり、病院で塩素ガス中毒と診断された。



粘着テープ跡を拭きとる際、洗浄液を用いて有機溶剤中毒

レジカウンター上の粘着テープの跡を洗浄液で拭き落とす作業中、洗浄液の瓶を転倒させ床にこぼしたが、雑巾で拭きとり、レジカウンター下のゴミ箱に捨てたまま作業を続けたところ、頭痛、吐き気の症状を訴え、病院で有機溶剤中毒と診断された。



使用済みガスボンベの廃棄作業中に火災が発生

カセットコンロ用の使用済みガスボンベ（プロパンガス使用）を廃棄するために穴を開ける作業中に発生した火により火傷を負った。



ドライアイスの輸送作業中、酸素欠乏となる

扉が開かなくなってしまう外に出られなくなった際に、ドライアイスから発生した二酸化炭素ガスのため庫内が酸欠状態となり意識を失いかけた。



医療用器具等の滅菌処理中にガス中毒

滅菌器から滅菌ガスが漏れ、クリニック準備室内で診察開始前の準備をしていた作業者が目の痛み等を訴え、3名が嘔吐し、ガス中毒となった。



トイレの清掃作業中、漂白剤と洗剤を混合して塩素ガス中毒

トイレの清掃作業をするため備付けの塩素系漂白剤を床にまき、その上に酸性洗剤をまいて水をかけ、清掃を始めたところ、涙を流しながら咳き込み始め、苦しうにしたため、病院へ連れて行ったところ塩素ガス中毒と診断され、1週間入院した。

(R7.5)

お問い合わせは労働局・最寄りの労働基準監督署へ

奈良労働局健康安全課	0742-32-0205
奈良労働基準監督署	0742-23-0435
葛城労働基準監督署	0745-52-5891
桜井労働基準監督署	0744-42-6901
大淀労働基準監督署	0747-52-0261